

井上先生の思い出

弁護士 長谷川 彰



井上先生が昨年7月9日にご逝去されてから、早いもので1年になります。9月17日に開催致しましたお別れの会には、ご多用中にもかかわらず、たくさんの方にお越しいただき、先生との別れを惜しんでいただきました。皆様本当にありがとうございました。

私が井上先生の面識を得たのは、おそらく京都弁護士会の消費者保護委員会での活動を通じてのことであろうと思いますが、そのころは、それほど親しくお話しをする機会はなく、委員会での意見書の内容を議論しているときなどに、鋭い意見を出される先生だなあという印象を持っていた程度です。

その後、平成6年秋頃から、井上先生の事務所との合併話が持ち上がり、何度もお目にかかることになってから、親しくお話しするようになりました。

平成7年に井上・坂田法律事務所と河原町法律事務所が合併し、現在の御池総合法律事務所が誕生したのですが、事務所をどこに構えるかという点について、当初井上先生は、井上・坂田法律事務所があった朝日新聞社のビルを借り増して新事務所とすることを希望されました。その理由は、依頼者の方にとって、「朝日新聞のビル」といえば、すぐにわかってもらうことができ、来所されるのに迷われないということが一番にあったのだと思います。

ところが、平成7年1月に阪神淡路大震災が起こり、耐震性を備えた新しいビルに事務所を構えようという説得を試み、ようやく井上先生も現在のアーバネックス御池ビルへ移ることを承諾されたのでした。地下鉄東西線が近い将来通ることになるというのも説得材料で、とにかく井上先生は、依頼者の利便を第一に考える方でした。

私が、井上先生と共同で事件をやらせていただいたのは、1件だけです。この事件は、産科の開業医を被告とした出産に関する医療事故事件でした。先生は、丹念にカルテを読み込み、事実関係を丁寧に整理し、医学文献などと照らし合わせて、問題点を抽出していかれました。とにかく記録を深く読み込んで、事件の本質を見極める力はすばらしく、一緒に事件をやらせていただいて大変勉強になりました。この事件は、残念ながら一番で敗訴したのですが、私に言わせると、裁判所が事実の評価を誤ったと考えられるので、是非控訴したかったので

すが、赤ちゃんを亡くしただけでも精神的に打撃を受けておられる若いご夫婦にとって、これ以上裁判を続ける気力はなかったようで、残念ながら敗訴判決が確定してしまいました。それでも、井上先生が、毎回の裁判後に丁寧に経過を報告されていたこともあって、敗訴したにもかかわらず、精一杯闘っていただいたとの感謝の言葉をいただいたことを忘れることができません。

弁護士会の委員会活動では、当初の消費者保護関連から障がい者・高齢者の権利擁護にシフトされていき、また、福祉団体の理事を務めるなど、高齢者福祉関係のお仕事も多数引き受けられていました。その姿勢は、一貫して「弱きを助ける」というところにありました。

多くの皆様をご承知の通り、先生は若いころに腎臓を冒され、毎週3回の透析を余儀なくされておりました。これは、体力的にも、時間的にも大変なハンディキャップだと思いますが、仕事を能率良く処理され、私の2倍以上の仕事をこなしておられました。また、透析の時間を利用しての読書量は膨大であり、読書で培った幅広い教養に裏打ちされた洞察力に富むエッセイは、燦々もおなじみのことと思います。

先生のファッションセンスの良さにも定評があり、皆様も燦々に掲載される写真などでもおなじみと存じますが、これはもっぱら奥様のアドバイスによるものとうかがいました。

先生の大好きな沖縄に移られ、これからのんびりと後半生をお過ごしになろうとされた矢先に天国に召されてしまわれました。その点で、ご本人は心残りでしょうし、私たちもまだまだ教えていただくことが一杯あり、残念でなりません。まあ、それをいっても詮無いことですので、精一杯世の中に尽くしてこられ、大きな足跡を残された井上先生に、心から「お疲れ様でした」と申し上げ、この拙文を終わることと致します。